

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(骨子)

平成31年3月
農林水産省

I 趣旨

有効期限が平成31年6月30日に到来する本法について、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期限を5年間延長する。

II 法案の内容

特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期限を5年間延長（平成36年6月30日まで）する（附則第2条）。

特定農産加工法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、国内の特定農産加工業者（※）が行う経営改善措置等について、株式会社日本政策金融公庫等による長期低利融資や税制上の特例（事業所税の特例）の措置を講ずるものである（平成元年制定）。

（※）特定農産加工業種：

かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、牛肉調製品製造業、乳製品製造業、こんにやく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、豚肉調製品製造業

III 施行期日

公布の日。

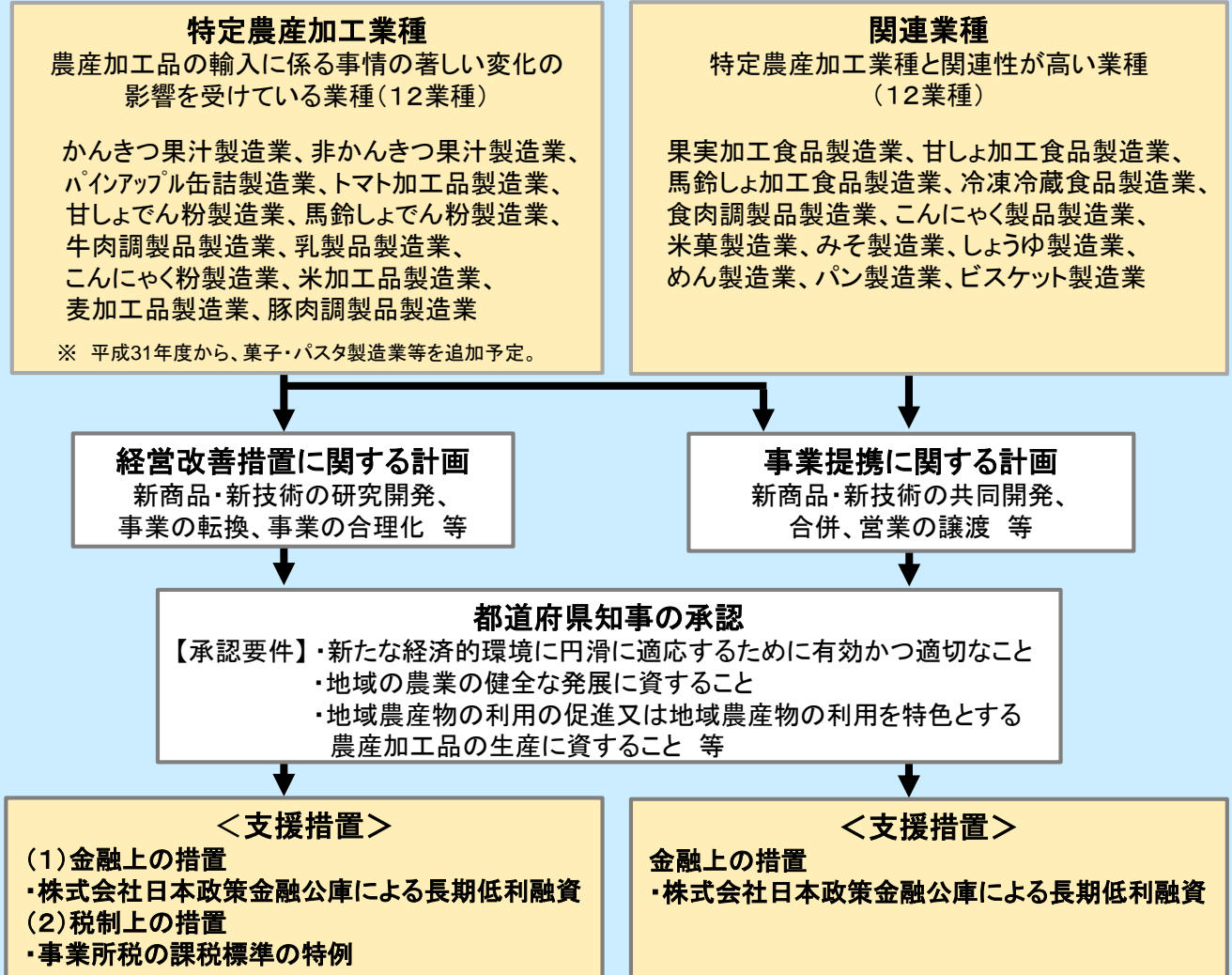
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

様々な経済連携協定交渉等が進展している国際的環境等を踏まえ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年間延長し、平成36年6月30日までとする。

◎法の概要

農産加工品等の関税引下げ等による経営環境の変化に対処するため、国内の農産加工業者が行う経営改善措置について、必要な金融・税制上の支援措置を講ずる。

◎法の仕組み <現行の有効期限：平成31年6月30日まで>



◎改正内容

法の有効期限を平成36年6月30日まで延長

※上記に併せて、地方税の特例措置を平成33年3月31日まで延長する。

◎法の実績(平成元年度～29年度)

(1)計画承認

経営改善計画	1,264件
事業提携計画	355件
計	1,619件

(2)融資

1,801件(先数) 7,289億円

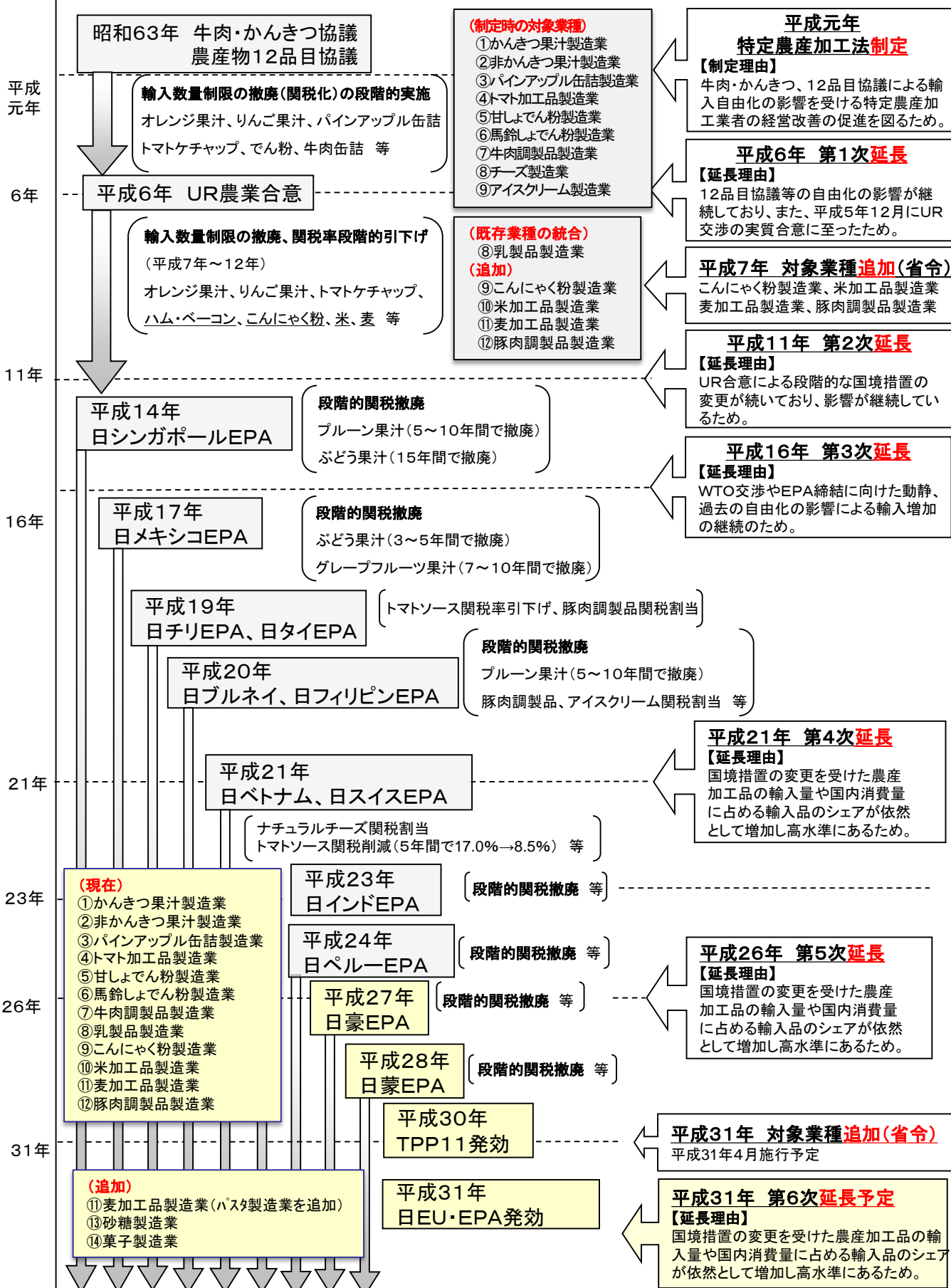
(3)税制

事業所税の課税標準の特例	
平成26年度	104件 75百万円
平成27年度	95件 73百万円
平成28年度	101件 75百万円

<参考>平成31年3月20日現在の貸付条件

- ・貸付利率：2.7億円まで 年0.16～0.18%
- 2.7億円超 年0.31～0.33%
- ・償還期限：15年以内(うち据置期間3年以内)

関税引下げ等と特定農産加工法の延長等の経緯



特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法の有効期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長し、平成三十六年六月三十日までとするこ
と。

(附則第二条関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十六年六月三十日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （この法律の失効） 第二条 この法律は、平成三十六年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附則 （この法律の失効） 第二条 この法律は、平成三十一年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。</p>

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案参照条文

○ 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農産加工品」とは、農産物（畜産物を含む。以下同じ。）を原料又は材料として生産される飲食料品その他の農産物の加工品をいい、「農産加工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

2 この法律において「特定農産加工業」とは、その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、当該事業により生産される農産加工品又はこれと競争関係にある農産加工品（これらの原料又は材料たる農産物を含む。）の輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるものをいい、「特定農産加工業者」とは、特定農産加工業に属する事業を行う者をいう。

（計画の承認）

第三条 特定農産加工業者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「特定事業協同組合等」という。）は、特定設備（特定農産加工業に属する事業において農産加工品を生産する設備で、その生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の廃棄、事業の転換（他の農産加工業への転換に限る。第五条第一項において同じ。）、新商品又は新技術の研究開発又は利用（農産加工業に係るものに限る。）、事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置（特定事業協同組合等にあつては、その構成員の経営の改善を図るための措置。以下「経営改善措置」という。）に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 特定農産加工業者又は特定事業協同組合等は、他の特定農産加工業者、他の特定事業協同組合等、関連業種（その業種に属する事

業が農産加工業であり、かつ、特定農産加工業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして農林水産省令で定める業種をいう。)に属する事業を行う者(以下「関連農産加工業者」という。)又は事業協同組合その他の政令で定める法人で関連農産加工業者を構成員とするもの(以下「関連事業協同組合等」という。)と共同して、その行う事業(特定事業協同組合等又は関連事業協同組合等にあつては、その構成員のために行う事業)について事業提携(生産、保管、販売若しくは新商品若しくは新技術の研究開発(農産加工業に係るものに限る。))の共同化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これらに準ずる行為をいう。以下同じ。)に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営改善措置の目標
- 二 経営改善措置の内容及び実施時期
- 三 経営改善措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 四 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準
- 五 その他農林水産省令で定める事項

4 第二項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業提携の目標
- 二 事業提携の内容及び実施時期
- 三 事業提携の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 四 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発の共同化に必要な試験研究費に充てるためその構成員又は関連農産加工業者に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準
- 五 その他農林水産省令で定める事項

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の承認の申請があつた場合において、その計画が、次の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 当該計画に係る特定農産加工業者が農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適應するために有効かつ適切なものであつて、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 地域の農業の健全な発展に資するものであること。

三 その他政令で定める基準に適合するものであること。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条に規定する業務のほか、承認特定農産加工業者等(第三条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)に対し、食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要なものうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用(これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限り。)に必要なもの又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なものであつて、他の金融機関が融通することを困難とするもの(中小企業者(同法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。)に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限り。)の貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」とする。

(報告の徴収)

第十一条 都道府県知事は、承認特定農産加工業者等に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

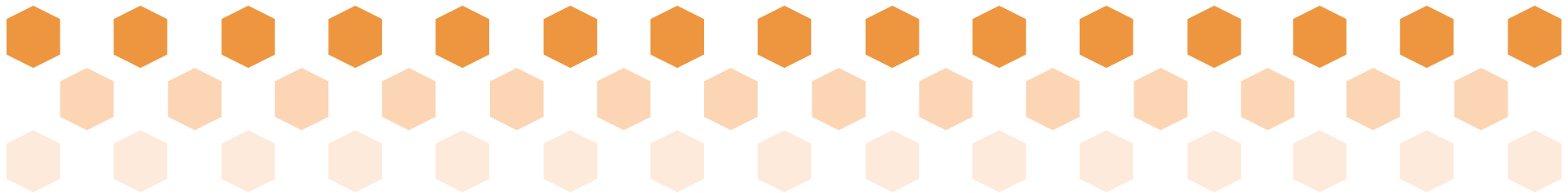
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十一年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

特定農産加工法について



平成31年3月

農林水産省
食料産業局

特定農産加工法の仕組み

- 農産加工品等の関税引下げ等による経営環境の変化に対処するため、国内の農産加工業者が行う経営改善措置等について、金融・税制上の支援措置を講ずる制度。
- 昭和63年の日米合意（牛肉・かんきつ、農産物12品目）による輸入品の増加等の影響を被る特定農産加工業者の経営改善を促進するため、平成元年に制定。その後、5回にわたり延長。
- 承認計画数は、平成元年からの合計で1,619件。最近では年平均40件程度で推移。

特定農産加工法の仕組み

特定農産加工業を営む事業者

「特定農産加工業種」

経営改善計画

（新商品・新技術の利用等）

「関連業種」

事業提携計画

（生産等の共同化、合併等）

都道府県知事の承認

支援措置

・（株）日本政策金融公庫等による長期低利融資

支援措置

・（株）日本政策金融公庫等による長期低利融資

・事業所税の課税標準の特例

特定農産加工業者の経営の改善

特定農産加工業種

かんきつ果汁製造業
 非かんきつ果汁製造業
 パインアップル缶詰製造業
 トマト加工品製造業
 甘しょでん粉製造業
 馬鈴しょでん粉製造業

牛肉調製品製造業
 乳製品製造業
 こんにやく粉製造業
 米加工品製造業
 麦加工品製造業
 豚肉調製品製造業
 （12業種）

※ 平成31年度から、菓子・パスタ製造業等を追加予定。

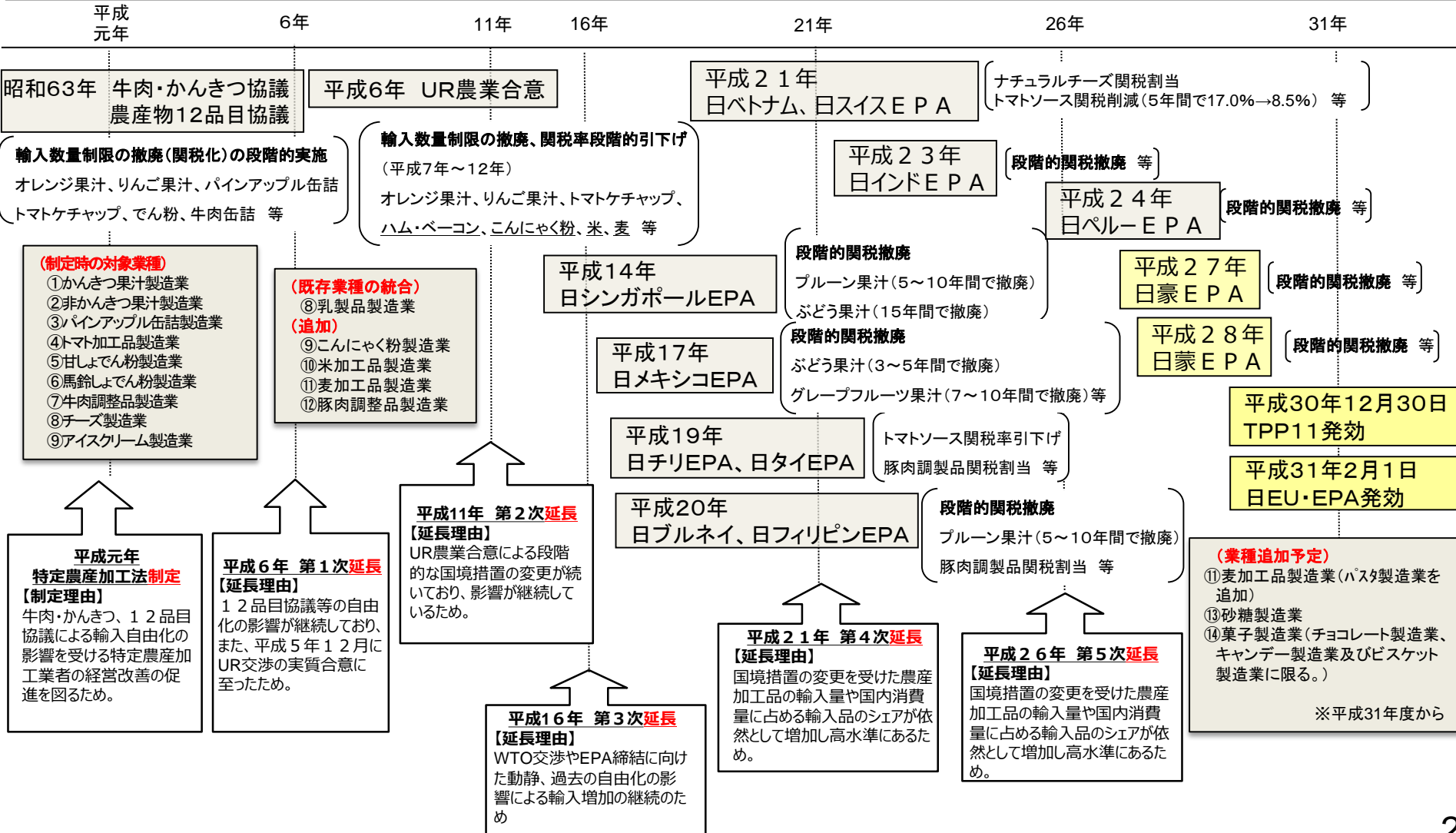
年度別承認計画数

（単位：件）

	平成元 ～ 25年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
件数	1,453	25	32	55	54	1,619

関税引下げ等と特定農産加工法の延長等の経緯

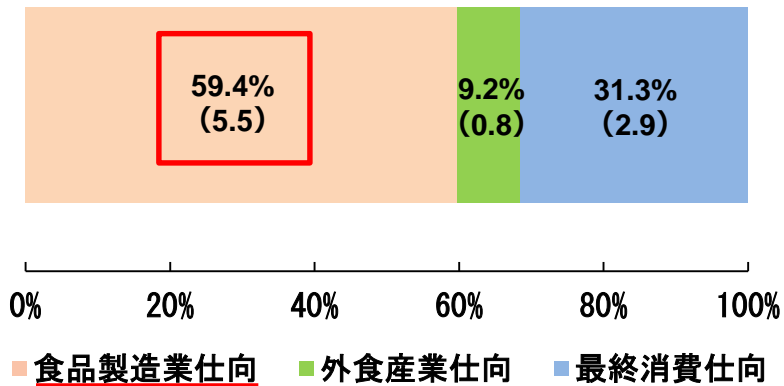
○ 既に発効又は妥結しているEPA等により、関税撤廃等の国境措置の変更が段階的に実施され、特定農産加工業種は引き続きその影響を受け続けている。



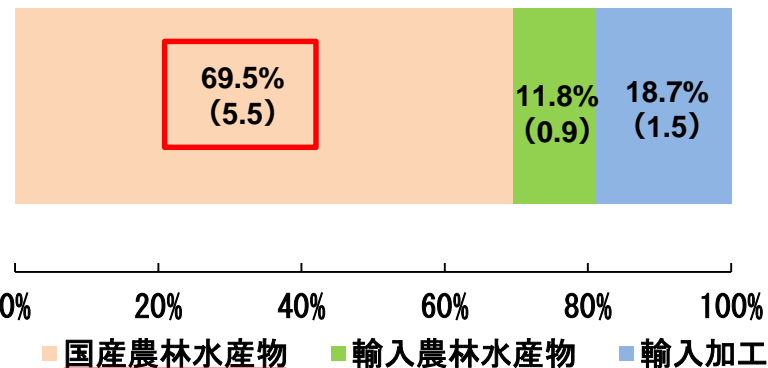
食品産業の位置づけ

- 国産農林水産物の仕向先の6割が食品製造業であり、食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち7割は国産農林水産物となっている。
- 我が国食品製造業は国内の農林水産業と深く結びつき、9道県で製造業トップの産出額。

■国産農林水産物の用途別仕向割合



■食品製造業の各原材料調達割合



■製造品出荷額の都道府県別順位（平成28年） （食料が1位の都道府県）

都道府県	金額 (億円)	1位		2位		3位	
		産業	構成比	産業	構成比	産業	構成比
全国	3,020,356	輸送	21.5	食料	9.4	化学	9.0
沖縄	4,485	食料	38.6	飲料	16.0	窯業	13.7
鹿児島	19,579	食料	35.8	飲料	20.2	電子	12.7
北海道	60,576	食料	35.7	石油	13.0	鉄鋼	7.5
宮崎	16,166	食料	22.7	飲料	10.5	電子	10.3
佐賀	17,908	食料	19.5	化学	11.0	輸送	10.1
高知	5,678	食料	16.6	紙パ	11.0	窯業	10.4
新潟	46,935	食料	16.3	化学	12.3	金属	10.5
奈良	18,193	食料	13.8	輸送	10.0	業務	8.9
宮城	41,128	食料	13.6	電子	13.5	輸送	13.0

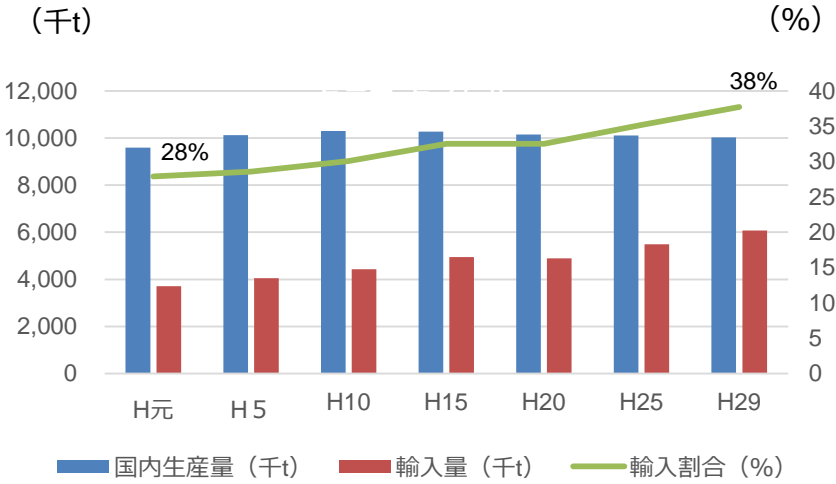
資料：経済産業省「工業統計調査」
注：従業員4人以上の事業所

資料：農林水産省「平成23年(2011年)農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」
注：1)総務省等10府省庁「産業関連表」を基に農林水産省で推計
2) ()内は兆円

特定農産加工品の輸入割合の推移及び特定農産加工業者の事業効果

○ 特定農産加工業に係る農産加工品(12業種計)については、全体として輸入割合が上昇しているが、経営改善を実施した事業者では、国産農産物の取扱いが約2割増加。国産原料を使用した特色ある製品の開発等により、売上・利益ともに向上。

○ 12業種計の国内生産量、輸入量、輸入割合の推移



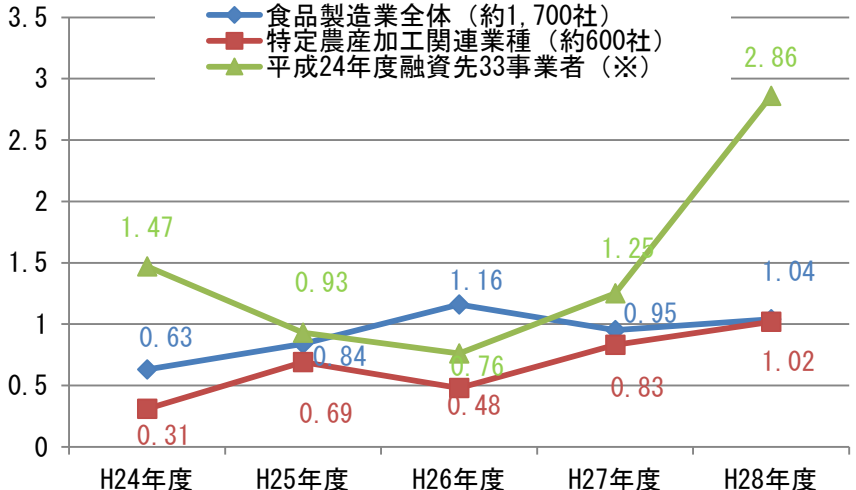
○ 輸入割合が10%以上増加した業種

	輸入割合 (%)		
	H10	H29	H10→H29 増加率 (%)
非かんきつ果汁	76	86	10
でん粉	55	76	21
牛肉調製品	18	42	24

○ 平成24年度融資先33事業者の事業効果

項目	事業実施前	事業実施後 (5年後)	増減状況
売上高	2,356億円	3,340億円	42%
経常利益	80億円	154億円	93%
従業員数	11,910名	19,439名	63%
国産農産物の取扱量	287,767 t	343,426 t	19%

○ 売上高利益率の推移



※ 平成24年度融資先中、5年後の売上高、経常利益、従業員数、農産物取扱量が確認できた33事業者の合計（延期等により事業を実施しなかった先、決算期日の変更や合併等によりデータの連続性が無い等の11先を除いたもの）。

特定農産加工法の活用事例

高知県産もち米等を使用した 新商品開発等

業 種：米加工品製造業

所在地：高知県高知市

事業内容

菓子製造工場の拡張を図るとともに、エアシャワー・金属探知機の導入により、衛生・品質管理面の向上に取り組む（H30年度）。

【事業費1.3億円、融資額0.7億円】

事業の成果

- ・高知特産の農産物を使った菓子等の開発により、県産農産物の販路拡大やブランド化が期待。
- ・高知県産もち米や栗の調達を促進するとともに、現在 8 割強の国産もち米の比率を100%に高めていく計画。

福島県産白桃等を使用した 製品増産による復興貢献

業 種：非かんきつ果汁製造業

所在地：福島県白河市

事業内容

新工場の建設、搾汁ラインと濃縮機の増設により生産能力の拡大を図るとともに、新製品の製造に取り組む。（H26～28年度）

【事業費32億円、融資額20億円】

事業の成果

- ・国産白桃の調達量12百トンから25百トンへの増加を見込む。直近調達量は地元福島県産10百トンを含む18百トンであり、震災からの復興及び地域農業の振興に貢献。
- ・事業実施により、新たに正社員13名を雇用。地域の雇用確保に貢献。

兵庫県産牛乳の使用による 地域農産物のブランド化

業 種：乳製品製造業

所在地：兵庫県小野市

事業内容

充填機の導入、発酵・急冷装置の増設、箱詰め機械の導入により増産体制の整備と省力化に取り組む。（H28年度）

【事業費1.8億円、融資額1億円】

事業の成果

- ・ヨーグルトの主な原料は地元兵庫県産生乳を使用。「六甲山麓牛乳使用」と産地を謳った製品を増産し、地域農産物のブランド化に貢献。
- ・年間2万トンの生乳を受け入れる等、地域農業の振興に貢献。



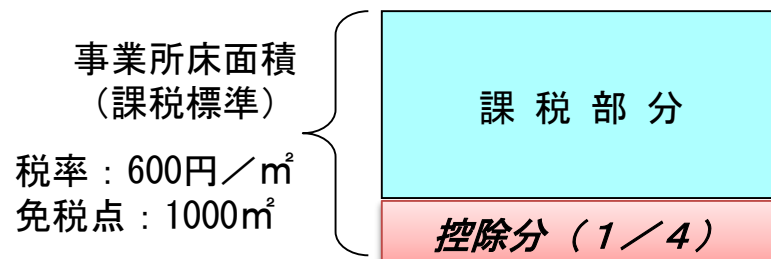
特定農産加工業者に対する支援措置

【金融上の支援措置】

日本政策金融公庫等による長期・低利融資
 貸付条件（H31.3.20現在）
 貸付利率：年0.16～0.18%（2.7億円まで）
 年0.31～0.33%（2.7億超）
 償還期限：15年以内
 据置期間：3年以内

【事業所税の特例の概要】

経営改善計画に従って事業を実施した場合、
 農産加工品生産施設について、事業所税が
 1/4減額される。



＜融資実績＞

（単位：先数、億円）

	元～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	1,606	38	34	54	69	1,801
融資額	6,268	138	202	304	375	7,289

＜税制利用実績＞

（単位：件、百万円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	100	104	95	101	400
減税額	73	72	77	75	297

資料：総務省HP「市町村税課税状況等の調」より